私立幼稚園設置認可事務取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、埼玉県内における私立幼稚園の設置認可事務の取扱いの円滑な処理を図るため、当該事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置認可申請前の措置）

第２条　私立幼稚園を設置しようとする者（以下「設置予定者」という。）は、法令等の規定に基づく許可等の申請等を行う前に、あらかじめ、当該幼稚園の設置について、知事に対し、審査の申し出をしなければならない。

２　設置予定者は、前項に規定する審査の申し出をしようとする場合には、「私立幼稚園設置事業計画書」（様式１）に次に掲げる書類を添えて、原則として、幼稚園開園予定日（４月１日とする。）の前々年度の１０月１日までに知事に提出しなければならない。

なお、提出部数は、１部とする。

（１）　設置趣意書（様式２）

（２）　幼稚園設置計画案（様式３）

（３）　設立代表者の履歴書

（４）　幼稚園教育需要に係る資料（様式４）

（５）　市町村段階における幼児教育振興協議会・審議会等が設置されている場合には、その意見書、設置されていない場合には市町村教育委員会の意見書及び当該市町村私立幼稚園協会の意見書

（６）　市町村都市計画図（申請地から半径２㎞以内に係る小学校区域、公私立幼稚園、公私立認定こども園及び公私立保育園を図示する。）

（７）　園舎の配置予定図

（８）　建設予定園舎の平面図

（９）　公図の写し（園地予定地及び寄附予定地を図示）

（10）　園地予定地に係る土地の登記簿謄本

（11）　預金残高証明

（12）　借入金の場合には融資証明及び償還計画表

（13）　申請地付近案内図

（審査）

第３条　知事は、第２条第１項に規定する審査の申し出があったときは、当該幼稚園の設置について審査を行うものとする。

２　知事は、前項の規定により審査を行おうとするときは、埼玉県私立学校審議会の意見を聞くことができる。

（審査結果の通知）

第４条　知事は、審査を終えたときは、速やかに設置予定者に対し、その結果を「私立幼稚園設置審査結果通知書」（様式５）により通知するものとする。

２　知事は、前項において当該幼稚園の設置に関し必要な意見を附すことができる。

（施設・設備の設置）

第５条　前条により、幼稚園の設置が適当であると認められた者は、関係法令等の許認可等を受け、幼稚園の施設・設備を整備するものとする。

（設置認可申請書の提出）

第６条　設置予定者は、幼稚園の施設・設備の整備を完了後、私立幼稚園設置認可申請書（様式６）を知事に提出しなければならない。

２　設置予定者は、前項に規定する設置認可申請をしようとする場合には、「私立幼稚園設置認可申請書」（様式６）に学校教育法施行規則第３条に規定に基づく書類の他、次に掲げる書類を添えて、原則として、幼稚園開園予定日（４月１日とする。）の前年度の８月３１日までに知事に提出しなければならない。

なお、提出部数は、正本１部、副本１部とする。

（１）　幼稚園設置審査結果通知書写し
（２）　設置趣意書（様式２）
（３）　幼稚園設置計画案（様式３）
（４）　幼稚園設立後２か年の収支予算書
（５）　設置に要する経費及び資金の証明書
（６）　幼稚園設立後２か年の事業計画書
（７）　施設・設備概要書（様式７）
（８）　園地予定地に係る土地の登記簿謄本及び公図の写し
（９）　園具及び教具明細書
（10）　教職員組織予定表
（11）　園長及び教職員の履歴書、身分証明書及び教育職員免許状写し
（12）　学級編成予定表
（13）　水質検査結果書（飲料水場の全部の箇所）
（14）　し尿浄化槽に関する調書（し尿浄化槽を設置する場合）
（15）　農地法の規定による許可申請書写し及び許可書写し（農地の場合）
（16）　建築基準法の規定による建築確認通知書写し及び検査済証写し
（17）　他の法令等の許認可等を受けたことを証する書類
（18）　その他知事が必要と認める書類

附　則

この要領は、平成６年１０月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

様式１

平成　　年　　月　　日

埼玉県知事　　様

法　　人　　名　（仮称）
代　表　者　名　　印
（設置予定者）
住　　所
電　　話

私 立 幼 稚 園 設 置 事 業 計 画 書

このたび、私立幼稚園を設置したいので、埼玉県私立幼稚園設置認可事務取扱要領第２条第１項の規定により、審査の申し出をします。

記

１　設置予定者の名称等

法人の名称		法人所在地	
既　設・新　設		＊既設・新設は、いずれかを○で囲むこと。	

２　新設する幼稚園の名称等

幼稚園の名称		所 在 地	

様式２

設　置　趣　意　書

様式３

幼 稚 園 設 置 計 画 案

法　人　名	（仮称）			
事務所予定地				
設立代表者	氏　名		住　所	
幼稚園名	（仮称）　　幼稚園			
所　在　地				
開園予定日	平成　　年　　月　　日			
収容定員	定員　　人 募集人員（初年度）５歳児　　人　４歳児　　人　３歳児　　人			
施設の概要	１　園地 地番　　地目　　面積　　㎡			
	地番　　地目　　面積　　㎡			
	地番　　地目　　面積　　㎡			
	地番　　地目　　面積　　㎡			
	地番　　地目　　面積　　㎡			
	地番　　地目　　面積　　㎡			
	地番　　地目　　面積　　㎡			
	内訳　園舎敷地　　㎡・運動場　　㎡・その他　　㎡ 経費　買収費　　円・造成費　　円・合計　　円			
	２　園舎 園舎面積　　㎡（延べ面積　　㎡・建築面積　　㎡） 構造　鉄筋・耐火被覆鉄骨・鉄骨・木造　　階数　平屋・２階 内訳　保育室（　　室）　　㎡・遊戯室　　㎡・その他　　㎡ 　　幼児用便器　大　　個・小　　個 経費　本工事費　　円・付帯工事費　　円・合計　　円			
	３　園具　園具・教具一式　　合計　　円			
	４　車輌　園児用送迎バス　　台　合計　　円			
	５　運用財産　運転資金としての現金・預金　合計　　円			
	６　創立に要する財産の総額　　合計　　円			
資金計画	財産寄附者　　氏名 資金調達方法 　個人所有資金　　円・個人借入金　　円・合計　　円 　（ただし、個人借入金の弁済には、法人の収入は充当しない）			

様式４

幼稚園教育需要に係る資料（その１）

１　教育施設等の状況

（１）幼稚園設置予定地から半径２㎞以内の小学校

	小学校入学者数（第１学年）の将来推計					
	現年度実績	年度	年度	年度	年度	年度
小学校	人	人	人	人	人	人
小学校	人	人	人	人	人	人
小学校	人	人	人	人	人	人
小学校	人	人	人	人	人	人
小学校	人	人	人	人	人	人
合　　計	人	人	人	人	人	人

（２）幼稚園設置予定地から半径２㎞以内の幼稚園及び認定こども園

施設名	公私立別	定　員(※)	実　　員	申請地からの距離
		＊　　人	＊　　人	m
		＊　　人	＊　　人	m
		＊　　人	＊　　人	m
		＊　　人	＊　　人	m
		＊　　人	＊　　人	m
		＊　　人	＊　　人	m
		＊　　人	＊　　人	m
合　　計		＊　　人	＊　　人	m

（注）　＊は記入しないでください

※幼稚園は収容定員、認定こども園は１号認定子どもの利用定員を記入する。

（３）幼稚園設置予定地から半径２㎞以内の保育所

保育所名	公私立別	５歳児	４歳児	３歳児	申請地からの距離
		人	人	人	m
		人	人	人	m
		人	人	人	m
		人	人	人	m
合　　計		人	人	人	m

様式４－２

幼稚園教育需要に係る資料（その２）

（４）　宅地開発等の状況

件　　名	地 域 名	戸　　数	施工年（建築中の場合は完成予定）

様式５

私 立 幼 稚 園 設 置 審 査 結 果 通 知 書

学　事　第　　号
平成　　年　　月　　日

幼稚園設置予定者
様

埼玉県知事　　印

平成　　年　　月　　日付けで審査の申し出のあった　　幼稚園の設置については、適当と認めます。

様式６

平成　　年　　月　　日

埼玉県知事　　様

法　　人　　名　（仮称）
代　表　者　名　　印
（設置予定者）
住　　所
電　　話

私 立 幼 稚 園 設 置 認 可 申 請 書

このたび、　　幼稚園を設置したいので、学校教育法第４条の規定に基づき認可を申請します。

記

１　目　　的

２　名　　称

３　位　　置

４　園　　則　　別添のとおり

５　経費及び維持方法　　別添のとおり（設立後２か年の収支予算書、設置に要する経費及び資金の証明書並びに設立後２か年の事業計画書）

６　開 園 の 時 期

様式７－１

施　設　・　設　備　概　要　書（その１）

(1) 園　地

総 面 積　　㎡

内 訳

区　　分	面　　積	備　　考
園舎敷地	㎡	
運 動 場	㎡	
そ の 他	㎡	
合　　計	㎡	

(2) 園　舎

総 面 積　　㎡

内　訳

区　分	室数	面積	備　　考
保 育 室		㎡	
遊 戯 室		㎡	
保 健 室		㎡	
職 員 室		㎡	
便　　所		㎡	
そ の 他		㎡	
合　　計		㎡	

園舎の構造　　造　　建

様式７－２

施　設　・　設　備　概　要　書（その２）

(3) 飲料水

(4) 園具および教具等

総　　数　　点（別紙明細書のとおり）

(5) 幼児輸送用自動車

車種・型式	定　員	評　価　額
	人	円
	人	円
	人	円

(6) 雑排水・汚水の処理方法

雑排水　公共下水道へ生放流・合併浄化槽で浄化後放流・その他（　　）

汚　水　公共下水道へ生放流・浄化槽で浄化後放流・その他（　　）

私立幼稚園設置認可事務手続きフロー

1　事前相談　（学事課幼稚園担当）

↓

2　事業計画書の提出
（学事課幼稚園担当）［開園予定日の前々年度の10月1日まで］

↓

3　私立学校審議会に意見聴取

↓

4　事業計画の承認

↓

5　各個別法の許認可等の手続き
（農地法による農地転用許可、建築基準法による建築確認等）

↓

6　園舎等の工事着工

↓

7　園舎等の工事完成
（園舎の完成時に、消防法による検査及び建築基準法による検査を受け検査済証の交付を受けること。また、水飲み場の全部の箇所の水質検査を受けること。）

↓

8　設置認可申請書の提出
（学事課幼稚園担当）［開園予定日の前年度の8月31日まで］

↓

9　私立学校審議会に意見聴取

↓

10　設置認可

↓

11　園児募集行為

↓

12　開園［4月1日］